

# NAFTA再交渉とメキシコ大統領選挙

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング  
国際情報営業部長  
豊田 育雄



年初に、イアン・ブレマー氏率いる「ユーラシア・グループ」が発表した「TOP RISKS 2018」の第4位に「メキシコ」が入り、今年はメキシコ（以後墨）にとって波乱含みの年になることは誰もが予想していたが、ここにきて、墨の将来の方向性を決めるのでは、といわれている、NAFTA再交渉と墨大統領選挙の両方とも益々予断を許さない展開となっている。本稿ではこの二つのイベントを改めて概観してみたい。

## 1. NAFTA再交渉の今までの経緯

NAFTA再交渉は開始当初から、早期決着を念頭にスケジュールが立てられていた。NAFTA再交渉が本格的に動き出したのが、ライトハイザー氏の米通商代表部（以後 USTR）代表就任が議会により承認された、トランプ大統領就任後から4ヵ月が過ぎた昨年5月11日からであった。2015年TPA法<sup>1</sup>に基づき、アメリカ（以後米国）議会に対して、NAFTA再交渉の意思を交渉開始90日前の5月18日に事前通知、90日後となる8月16日以降に再交渉を開始することが可能となった。実際には、交渉開始30日前の7月17日に交渉目的詳細を議会に報告、前月の6月にパブリックコメント・パブリックヒアリングを実施し、再交渉は第一回 NAFTA再交渉会合が開幕した8月16日に正式に開始した。開始当初は年内合意を目標としていた。

NAFTA再交渉の場を望んだのは米国であったにもかかわらず、第三回会合までは、当の米国からは、具体的な提案の詳細は明示されず、目立った進展はなかった。再交渉が大きく動き出したのは、ようやく米国から具体的な提案が出てきた、昨年10月11日から17日までワシントンD.C.で開催された第四回会合からであった。一部当初から提案していたものも含め、米国からの主たる提案内容は以下の通りであった。

<sup>1</sup> TPAはTrade Promotion Authorityの略。米国憲法上は、外国との通商関係は議会に権限があるが、「2015年超党派議会貿易優先権説明責任法」により議会が大統領府に一時的に付与した権限。「ファーストトラック」権限ともいわれる。同法に定められた議会宛報告等手続を大統領府が履行すれば、大統領府が交渉した通商協定法案を、議会で修正を受けずに賛否のみ(up or down vote with no amendments)の採決に付することができるもの。TPA法は当初1975年に制定、その後、1979年、1988年、2002年、2015年の計4回期限の延長がされている。

第1表：米国からの第四回会合までの提案内容

関連章	提案内容
第4章 「原産地規則」	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車関連の約80品目に関わる NAFTA 域内原産比率を現行の62.5%から85%に段階的に引き上げ</li> <li>米国産比率を50%と設定</li> <li>トレーシング対象品目を現行の約80品目から全ての自動車部品・材料に拡大</li> </ul>
第8章 「緊急輸入制限措置（セーフガード）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>発動時には NAFTA 加盟国を除外できる第802条の撤廃</li> </ul>
第10章 「政府調達」	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府調達基準を3カ国共、同じ絶対量とするいわゆる「ダラー・フォー・ダラー」を提案</li> </ul>
第11章 「投資・紛争処理（ISDS）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家対国の紛争処理規定の適用可否は加盟国が選択（オプト・イン）できるようにする</li> <li>適用の場合は米国資本が過半数を占める企業のみ限定</li> </ul>
第19章 「アンチダンピング（AD）税・相殺関税（CVD）の審査・紛争処理」	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定の撤廃を、第一回会合から提案</li> </ul>
第20章 「組織体制・紛争処理手続」	<ul style="list-style-type: none"> <li>国対国の紛争処理規定について、パネル裁定結果の履行義務はなく、レコメンデーションとする</li> </ul>
サンセット条項の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年ごとに協定を見直し、合意しなければ協定が消滅する、いわゆる「サンセット条項」の導入</li> </ul>

（出所）各種報道等により、三菱UFJリサーチ&コンサルティングで作成

出てきた米国側からの提案は一方向的な要求であったことは否めず、墨とカナダ（以後加）両国にとっては受け入れがたい提案内容であったことから、第四回会合終了後の共同声明では、当事者間で「significant conceptual gaps（著しい考えの隔たり）」につき議論したことをあえて明記、当初目指していた年内合意は難しいと判断、交渉期限を2018年3月末まで延長した。

メキシコシティで開催された第五回会合は、加・墨側は、原産地規則に関する提案根拠について米国側に説明を求めたものの、米国からは明確な回答なく、根拠説明がなければカウンターオファーもできないというスタンスを加・墨側は取った。結局、加・墨側から会合時には対案の提示もなく、目立った進展のないまま終了し、むしろ米国と加・墨の乖離が浮き彫りになった。第五回会合終了後、グアハルド墨経済相が訪米、ライトハイザーUSTR代表・ロス商務長官他と会談し、米国側提案に対して、対案を提案した。墨側の対案内容は以下の通り。

第2表：第五回会合後のグアハルド墨経済相からの対案内容

関連章	提案内容
第10章 「政府調達」	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国提案の「ダラー・フォー・ダラー」に対しては、「ダラー・フォー・ペソ」、すなわち、墨企業が米国で落札した金額に応じて米国企業の墨での落札額を決定</li> </ul>
第20章 「組織体制・紛争処理手続」	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU・加包括的経済貿易協定で採用されている投資裁判所制度の導入</li> </ul>
サンセット条項の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>三カ国が継続に合意しない限り、NAFTAが5年ごとに自動失効するとした米国案に対して、墨側は5年ごとに審査、審査結果に基づき、三カ国がNAFTA継続を判断する、との対案を提示</li> </ul>

（出所）各種報道等により、三菱UFJリサーチ&コンサルティングで作成

第六回会合は当初は昨年末に開催予定となっていたが、12月には前述の実務者ベースでの協議が代わりに開催され、第六回会合の開催は年を越え、今年1月23日から28日までにモントリオールで開催となった。開催前は何らかの具体的な進展が図られることが期待されたが、会合後は共同声明も出されることなく、米国と墨・加とが対立しているポイントで歩み寄ったとの印象からは、ほど遠い閉幕となった。

NAFTA 再交渉の交渉関係者に早期決着が念頭にあったのは、二つのタイムライン、すなわち、①米国 TPA 法に関わる時間軸、②米国・墨・加の政治日程があったからであり、それが、特に再交渉を持ち出した米国の背中を押してきた。

そもそも前述の 2015 年 TPA 法は、2018 年 7 月 1 日以前に締結された協定を対象にしており、2018 年 7 月 1 日が期限であった。したがって TPA 法で大統領府が課せられている通知・報告義務<sup>2</sup>を履行した上で期限内に改定した NAFTA を締結するためには遅くとも 1 月末までには交渉の基本合意がないと間に合わないという時間軸が交渉期限の目安として米国側の念頭にはあったことになる。しかしながら、第六回開催が年越えとなり、再交渉会合の最終回として予定されていた第七回が当初の目標である 1 月開催から 2 月 25 日開催へと大きくずれ込み、かつ決着せずに 3 月 5 日に閉幕したことから、2015 年 TPA 法期限内での着地は現実的には極めて難しい状況となっていた。

かかる状況下、3 月 20 日に、TPA 法上、大統領府に権限として付与されていた延長申請権限をトランプ大統領は行使、米国議会宛に通知した。延長を要請した直後の 21 日・22 日に、米国議会両院税関関連委員会で開催されたライトハイザー-USTR 代表公聴会で、両院委員長から延長を支持する旨の発言があったことから、当初期限である 7 月 1 日までに議会が延長否認手続 (Extension Disapproval Resolution) が取られる可能性はほぼなく、よって TPA 法の期限は 2021 年 7 月 1 日まで延長されると思われる。

また当初想定されていた協議期限の 3 月末までには決着がつかなかったことから、新たに第八回再交渉会合が一旦は 4 月 8 日からの開催が予定されたが、あくまでも早期決着を目指す米国側の強い意向があり、開催されていない。よって現時点では、正式な会合の開催が発表されることなく、アドホックな交渉が続いている状況である。

## 2. 今後のシナリオ

TPA 法の延長が所与となったことから、再交渉のスケジュール感を縛るものは米国・墨の政治日程のみとなった。先ず 7 月 1 日の墨大統領選挙である。後で詳述するが、アンドレス・マヌエル・ロペス・オブラドール(以後 AMLO)氏の優勢が揺るがず、政権を担う与党が PRI から交代する可能性が高くなってきた。新大統領就任は 12 月 1 日となるものの、移行期の 7 月から 12 月までは交渉が中断される虞がある。グアハルド墨経済相は、選挙後であっても、新政権が開始する 12 月 1 日までは交渉を継続できる旨ライトハイザー-USTR 代表には伝えているものの、AMLO 氏は、大統領選挙までに合意なければ、交渉は中断すべき、と主張しており、予断を許さない。選挙まで 1 ヶ月を切っており、交渉当事者にとっての時間は極めて限られている。

米国側は 11 月に米国議会中間選挙を控えている。米国側としては、共和党が過半数を占める現議会が審議できる年内に、TPA 法に規定された手続を踏み、承認・発効に持っていきたいという思いが強くあった。一つの時限として注目されてきたのは、ライアン下院議長の発言であり、TPA 法に基づいた承認手続を年内に終える為には、5 月 17 日までに合意文書を議会に提出する必要があるとしてきたが、当該期限前での合意には至らなかった。その後、ライアン議長からは未だ数週間の猶予はあるとの発言もあったが、6 月に入った今、議会での年内承認取得は事実上難しくなった。

<sup>2</sup> ①協定調印の 180 日前までに、貿易交渉で提示する範囲であって通商関連法の修正を伴うもの、そのものと交渉目的との関係を米議会宛報告、②協定調印の 90 日前までに、協定締結の意思を米議会宛通知、③協定締結の意思を米議会宛通知してから 30 日以内に、関係諮問委員会宛に協定に関する報告書を提出、④協定調印の 60 日前までに、USTR のホームページに協定テキストを公表、等

時間が刻一刻と流れている中、米国は6月1日までは、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課につき、NAFTA交渉を理由に、墨・加に対する適用は免除してきたが、交渉の進展が見られないことを理由に免除措置を延長しないことを5月末に決定。その結果、6月1日以降の輸入については、鉄鋼25%・アルミニウム10%の追加関税が課せられる、墨・加共に直ぐに報復関税措置を発表、NAFTA域内での貿易戦争という様相を呈してきており、主要7カ国首脳会議（G7サミット）で米国・加間の溝が少なくとも表面的には深まったようにも見え、三カ国がNAFTA再交渉の席にすんなりと着くような雰囲気ではない。

TPA法に規定されている手続を踏み、米国議会での年内承認が難しくなってからは、スピード感を優先する手として持ち上がったのは、米国内法である「NAFTA実施法」の改正を必要としない、即ち米国議会の承認が不要となる形での改正に留め、焦点となっている自動車分野のNAFTA域内原産比率引き上げに絞った、所謂「Skinny NAFTA」の合意を目指すとの方向性である。トルドー加首相がトランプ大統領に合意を迫ったとの報道もあったが、米国側がサンセット条項を入れることに固執したことから頓挫したようであり、そのタイミングで鉄鋼・アルミニウム免除措置延長せず、とのニュースが飛び込んできて、何とか交渉妥結の着地を見出そうとの機運に冷や水を浴びせた形となった。

しかしながら、一旦は頓挫したものの、11月米国中間選挙前の議会承認が事実上難しくなった中で、トランプ大統領自身が中間選挙前に成果をアピールできる選択肢として残るのは、引き続き「Skinny NAFTA」のみのように思える。

第七回再交渉会合が終了した時点で、ライトハイザーUSTR代表は再交渉分野の30章の内、基本合意ができていないのは6章のみとコメントしており、その後、急ピッチで交渉を進めているものの、三カ国間ではまだまだ大きな隔たりがあると思われ、ライトハイザーUSTR代表が第七回会合後に二つの目的として掲げていた「update NAFTA (NAFTAの近代化)」と「NAFTA should be rebalanced (貿易不均衡の是正)」を全面的に実現するには余りにも時間は限られている。

「Skinny NAFTA」の合意に至るには、以下の主要争点について、どこまで当事者間がお互い譲歩するかにかかっている。しかしながら、争点のギャップは、三カ国が根本的な信念に基づき、拘りを持っていることから生じているものであり、譲歩・着地は決して容易ではない。差し当たって迫っているマイルストーンである墨大統領選挙前に決着させることはもはやあり得ず、来日中であったグアハルド墨経済相が6月12日に記者会見で、NAFTA再交渉については、7～9月に三カ国の閣僚級で改めて協議、合意を目指す意向を語ったように、墨大統領選挙後、12月の新墨大統領就任までの移行期中に合意できるかが次の焦点である。

第3表：現時点での隔たりがある主な論点

関連章	争点
第4章 「原産地規則」	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車関連の約80品目に関わるNAFTA域内原産比率を85%に段階的に引き上げることが米国側の主張であったが、これを最大4年かけて、75%に段階的に引き上げる案に変更。墨は70%をカウンターオファー。</li> <li>米国側からは、当初主張であった米国産比率50%を取り下げる代わりに、小型乗用車等の価額の40%及びピックアップトラックの45%を生産する労働者の時給を16ドル以上にする代案を提示。墨は政府調達制限、墨からの季節性商品の輸入制限、サンセット条項等意見が対立している項目を米国側が取り下げることを条件に20%をカウンターオファー。墨の従前の主張は、賃金水準の引き上げ（平等化）は国の主権に関わることで、通商協定で規定できるものではない、とのもので、20%は相当な譲歩であると思われる。因みにAMLO氏は墨労働者の地位改善の観点から賃金条項導入を支持。</li> </ul>

関連章	争点
第 10 章 「政府調達」	・政府調達基準を 3 カ国共同絶対量とするいわゆる「ダラー・フォー・ダラー」の米国提案を、上述「高賃金地域製造 20%」と引き換えに取り下げを要請。
第 11 章 「投資・紛争処理 (ISDS)」	・当該章の刷新については加側が拘りを持ってきたが、ここに来て少し軟化しているとの報道。ただし、第 11 章は譲歩しても、第 19 章の維持は譲れないというのが加側スタンスと思われる。
第 19 章 「アンチダンピング (AD) 税・相殺関税 (CVD) の審査・紛争処理」	・規定の撤廃を、第一回会合から米国側から提案している。加墨側は両方とも維持を主張。特に加は、第 19 章は NAFTA 締結時に導入を主張したものであり、拘りが強い。
サンセット条項の導入	・墨側は上述「高賃金地域製造 20%」と引き換えに本提案取り下げを要請。

(出所) 各種報道等により、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングで作成

米国側からは、墨・加夫々と異なる課題を抱えていることから、二国間協議に持っていきたいとの意向が改めて出てきているが、墨・加ともに従前から三カ国で交渉するとスタンスであることから、米国側の主張が受け入れられる可能性は低い。ここで米国側がいら立ちを募らせ、「離脱<sup>3</sup>」カードをちらつかせることは有り得る。

しかしながら、米国大統領府が、大統領権限で離脱を指示できたとしても、離脱についての議会承認の可否については見解が分かれている。仮に議会承認が不要であったとしても、米国内法である「NAFTA 実施法」の廃止には議会の承認が必要となり、NAFTA を存続させるべく、議会が抵抗する可能性があり、所謂「NAFTA のゾンビ化」が起き、着地するまでに時間を無用に費消し、共和党内の不協和音が表出することになる可能性があり、必ずしも中間選挙を控えている与党にとっては得策とは思われない。

また離脱した場合、墨側の適用関税率が高率であるのに対して、米国側は低率であり、むしろ打撃を受けるのは、米国側の企業・農家であり、離脱を押し留めるべく、全米商工会議所等の各種米国団体や議員によるロビー活動は継続的に実施されていて、トランプ大統領の理解も進んでいると思われ、「離脱」カードはあくまでも Bluff (はったり) に留まると思われる。

もし仮に「Skinny NAFTA」の合意へのインセンティブが働かず、あくまでも抜本的な見直しを指向するのであれば、米国中間選挙までの決着は正直困難と思わざるを得ず、墨新大統領就任後・米国中間選挙後の 2019 年に交渉が持ち越されることは濃厚となる。そうなれば、今までスケジュール感の方向性を決定付けしていたものはゼロクリアとなり、交渉は長期化すると考えるのが妥当と思われる。

ただし、現行 NAFTA の枠組みが交渉中は引き続き存続することから、必ずしも悪いことだけではない。トランプ大統領在任中は、表面的にはボラティリティを伴った三カ国関係となるものの、墨・加は 1994 年の NAFTA 発効以来、米国との間に余りにも密接なサプライチェーンを構築しており、これを完全にアンwindするのは容易ではなく、経済圏としての一体感が大きく崩れることはないと思われる。

<sup>3</sup> NAFTA2205 条は、「離脱を希望する加盟国が残りの加盟国に文書でその旨通知した 6 ヶ月後に離脱できる」と規定。

### 3. 墨大統領選挙の歴史的意義

7月1日の墨大統領選挙まで1ヵ月足らずである。前述の通り、AMLO氏が支持率でトップを走っており、初めて既成二大政党以外である党出身の大統領が生まれる可能性が高まっている。

墨の大統領制が今の1期6年になった1934年以降、2000年までは、現政権の与党であるPRIが政権を独占してきた。2000年から二期続けて国民行動党(以後PAN)が政権を獲得したが、2012年に再びPRIが奪還というのが、墨の大統領の過去の変遷である。よって、もし来月にAMLO氏が政権を獲得すれば、1934年以降初めての出来事であり、歴史的な転換点ともいえる。

第4表：歴代の墨大統領名・所属政党

就任年	大統領名	所属政党
1934-1988	全てPRIの政権	
1988-1994	サリーナス	PRI (制度的革命党)
1994-2000	セディージョ	PRI (制度的革命党)
2000-2006	フォックス	PAN (国民行動党)
2006-2012	カルデロン	PAN (国民行動党)
2012-2018	ペニャ・ニエト	PRI (制度的革命党)
2018-2024	ロペス・オブラドル (AMLO) ?	MORENA (国家再生運動) ?

(出所) メキシコ三菱UFJ銀行・三菱UFJリサーチ&コンサルティングで作成

もう一つ、墨にとって歴史的な転換点といえるのは、AMLO氏が所属する国家再生運動はAMLO氏自身が2014年に結党した新興の左翼政党であり、墨に初めて本格的な左翼政権が誕生することになる。中南米では、1999年にベネズエラで左翼政権が誕生したのを皮切りに、2003年にブラジルとアルゼンチンで、2007年にエクアドルで、相次いで左翼政権が誕生した。各国で誕生した左翼政権は、大衆迎撃的なバラまき財政政策および、保護主義的・統制的な経済政策を実施した結果、財政規律が乱れ、通貨下落・インフレ率上昇等を招き、2010年代には経済状態が大きく悪化した。

墨は、今まではこういった中南米諸国を覆った急激な左旋回の動きとは無縁であり、政権を担ってきたPRI・PANは、左寄り・右寄りという思想の違いはあっても、基本的には中道政党であった。

墨は1982年に発生した累積債務危機と1994年に発生した通貨危機(いわゆる「テキーラ・ショック」)という2度の経済危機から十分学習し、均衡財政を基本とした財政政策と適切な債務管理を実施してきた。また1994年のNAFTA発効後、積極的な自由貿易政策を推進し、NAFTAのみならず、46ヵ国と自由貿易協定(FTA)を締結、その結果、自動車関連業種を中心に外資の継続的な流入により、短期資本に依存しない対外ショックに強い国際収支構造が確立された。

また2012年に就任したペニャ・ニエト大統領は就任直後に、連邦政府と主要三党の間で、「メキシコのための協約」という歴史的な合意を実現、エネルギー、財政、通信、教育、政治・選挙制度、労働をはじめとする11分野に及び一連の構造改革に着手した。特に、要とされているエネルギー改革は、1938年に国有化して以来、外資参入を禁止していた石油部門を含めた、石油・天然ガス等の開発や電力事業を、外資・民間に開放し、その参入を促す画期的なものであった。

その後、米国トランプ大統領就任後のNAFTA再交渉を取り巻く不透明感に加え、ペソ安に伴うインフレ懸念に起因した大幅な金融引締めにより、墨経済は減速傾向となり、治安悪化・汚職蔓延に対する反感と相まって、ペニャ・ニエト大統領の支持率は急低下したが、墨は投資適格国

であり、中長期的な投資魅力が備わった国として相対的な評価は大きく変わっていない。今回、AMLO氏が大統領選に勝利した際には、従来墨が推進してきた政策が大きく変わるのか、それとも継承されるのかが注目される。

第5表：墨の主要政党概要

政党名	発足年	政治思想・立場	政党概要
PRI (制度的革命党)	1929年	中道左派	1929年の発足当時は国民革命党として結党。1938年にメキシコ革命党として改組、1946年に制度的革命党に改名。2000年まで71年間政権を独占。PAN政権が二期続いた後、2012年に再び政権に返り咲き。
PAN (国民行動党)	1939年	中道右派	1939年にPRI政権に対抗し、経済的・政治的・社会的な面から国と政府の再構築を目標に結党。2000年に初めて政権を奪取、2006年も続けて政権を担う。
PRD (民主革命党)	1989年	中道左派	1988年の大統領選挙で開票作業に不正があったとして、反政府左派の諸勢力が団結し、結党。中央政権党にはなったことはないが、近年はメキシコ市の歴代市長を輩出。
MORENA (国家再生運動)	2014年	左派	元々国家再生運動はPRD内の会派として誕生、2014年に党運営方針の違いにより、AMLOがPRDを離党、結成した左派の新興政党。AMLOは自身の政党を「メキシコの希望」と呼んでいる。大統領選挙の前哨戦といわれた昨年6月の州知事選挙では、PRIの牙城のメキシコ州で、最終的にはPRI候補が僅差で勝利したものの、大接戦を演じた。

(出所) 各種報道等・在メキシコ日本大使館資料より、三菱UFJリサーチ&コンサルティングで作成

## 4. 大統領選挙の現状・展望

墨大統領選挙の主要候補は以下の通り。

第6表：墨大統領選挙の主要候補一覧

候補者名	政党名	候補者経歴	選挙連合
ロペス・オブラドル (Andres Manuel Lopez Obrador 通称 AMLO)	MORENA (国家再生運動)	1976年にPRIで出身のタバスコ州で政治活動を開始。1989年にPRDに移り、1996～1999PRD党首。2000～2005メキシコ市市長を歴任、レフォルマ再開発プロジェクトを実施、高い評価を得る。2006年、2012年と2回大統領選挙に立候補、2006年は僅差で敗退。2014年にMORENAを結党。	「共に歴史をつくろう」 労働党 (PT)、社会集会党 (PES) と選挙連合
アナヤ (Ricardo Anaya Cortes)	PAN (国民行動党)	39歳と若い候補者。前PAN党首。元下院議長。「成長、社会的法摂、持続可能性を通じた経済発展」をテーマに、自身の党PANの中道右派のみならず、選挙連合を組んでいる中道左派PRDにも配慮した対策を掲げている。	「メキシコのための前進」 民主革命党 (PRD)、市民運動 (MC) と選挙連合
ミード (Jose Antonio Meade Kuribrena)	PRI (制度的革命党)	PANカルデロン前政権でも財務公債相・エネルギー相を務め、党の色が薄く、クリーンなイメージが強く、エール大学の博士号を持つ有能なテクノクラート。PRIは、候補者は10年間党の活動をする必要との党則を改定、同氏を候補とした。	「全てはメキシコのために」 緑・環境党 (PVEM)、新同盟党 (NA) と選挙連合

ロドリゲス (Jaime Rodriguez Calderon)	無所属	2014年まではPRIに所属。墨第三の都市で工業都市モンテレイ市が州都であるヌエボ・レオン州の州知事に当選、初の無所属の州知事となった。愛称は「El Bronco」。	-
サバラ (Margarita Zavala)	無所属	カルデロン前大統領（2006～2012、PAN所属）夫人で、自身も元下院議員。知名度は高く、序盤戦は注目を集めたが、最終的にはPAN候補選んでアナヤ氏と対立、PANを離党、無所属で立候補。支持率が伸び悩み、5月16日に撤退を発表。	-

（出所）各種報道より、三菱UFJリサーチ&コンサルティングで作成

墨大統領選挙の押さえておくポイントは、決選投票が行われないうちであり、一発勝負である。よって過半数を獲得できなくても、最多得票を得た候補者が勝利する。支持率を見てみると、AMLO氏がむしろ他候補者を引き離す勢いとなっており、支持率通りの投票行動になるかは予断を許さないところではあるが、AMLO氏が逃げ切るのでは、というのが足元の一般的なセンチメントである。

過去の支持率の推移では、当初は、AMLO氏のみが事実上の候補である中でトップの支持率であり、主要政党の候補が一本化されれば、支持率は低下するであろうといわれていたが、AMLO氏は一貫としてトップを維持してきた。結果が出る前から、今回の選挙を総括するのは時期尚早とは思いますが、墨で静かな地殻変動が起きているようにも思える。地殻変動を演出しているのは若年有権者を中心とした浮動票と思われる。

有権者全体の約4割を占めるといわれている34歳以下の若年有権者は、特定の支持政党を持たず、浮動票となっている可能性が高い。

ここ数年、与党のPRIは近年の地方選挙において得票率を落とし、その結果、PRIが州知事を占めている州は減少、かなり支持基盤が浸食されている印象があるが、これも浮動票がswingし、地方を中心とした政治勢力の分散化が徐々に進んでいることがもたらした結果ではないかと思われる。地方では、PRIに代わって、PANおよび、一部民主革命党（以後PRD）が支持基盤を広げているように、表面的には見えるが、従前は他に選択肢がなく、ベターな選択肢として、PAN及び、PRDが選ばれたというのが正しい解釈と思える。

PRIとPANは結局同類との意味の「PRIAN」との表現があるように、PAN・PRD共に前述の「メキシコのための協約」で構造改革を支持したことからも、与党との明確な違いを見せられず、「第三の選択肢」としてAMLO氏の党であるMORENAがアピールを増し、浮動票が同党の支持票に回り、支持率の高さに繋がっているのではないかと、と思われる。

2000年の大統領選挙で一旦はPANにチャンスを与えるものの、期待された成果は見いだされず、むしろカルデロン政権では麻薬カルテルとの全面戦争による治安悪化等に有権者が嫌気され、2012年には、再びPRIに戻ったものの、ペニャ・ニエト現大統領への信認は著しく低下している現下では、浮動票を惹きつけるだけの求心力は、主要三党は持ちえないと思われる。

第7表：候補者の足元支持率

候補者名	5月30日 Reforma紙 支持率	6月4日 El Financiero紙 支持率
ロペス・オブラドール (AMLO)	52%	50%
アナヤ	26%	26%
ミード	19%	22%
ロドリゲス	3%	4%

（出所）各種報道より、三菱UFJリサーチ&コンサルティングで作成



従前は2006年にカルデロン氏が接戦の末、当時はPRDから出馬していたAMLO氏に接戦の末、勝った時は、カルデロン氏が本格的な左翼政権誕生への警戒感を煽ったのが勝因の一因といわれたが、今回の選挙で特筆すべきところは、治安悪化・汚職蔓延に対する既成二大政党への失望が大きく、変化への渴望のエネルギーとなっており、「墨のベネズエラ化」という警句もAMLO氏が前二回の立候補時と比較してより現実路線に軌道修正している中、現実味を失いつつあり、AMLO政権誕生への抵抗感・警戒感はなくなっているように思える。

PRIが取った戦略は、候補者は10年間党の活動をする必要があるとの党則を改定、PANカルデロン前政権でも財務公債相・エネルギー相を務め、党の色が薄く、クリーンなイメージが強く、エール大学の博士号を持つ有能なテクノクラートであるミード氏をあえて候補者として選択し、PAN支持者・無党派層を取り込んで、浮動票の一部を吸収、PRIのコア支持層と合わせて、多数獲得というものであったが、支持率は伸び悩んでいる。政治家としてのカリスマ性・老練さに欠け、静かなイメージが有権者を興奮させることはなく、また自身のクリーンさが党の負のイメージを上回っているとは言い難く、政策の現状踏襲路線も当然ながら、無党派層には新鮮味に欠けるとの印象になっているように思われる。

一方の支持率で2位につけているPAN出身のアナヤ氏は39歳と若く、浮動票の中心である若年有権者と同年代であることから、世代交代を旗頭に支持層を伸ばせそうな気もするが、浮動票を幅広く獲得するまでには至っていない。またPANは中道右派であるにも関わらず、今回の選挙戦では前述の通り、中道左派のPRDと連合を組んだことから、PAN内での亀裂を生み、その結果、候補者を一本化するに当たって、サバラ支持派と対立、最終的にはサバラ氏がPANを離党、無所属候補として立候補する結果となったことも尾を引いているように思える。結局、サバラ氏も支持率は低迷、5月16日には選挙戦から撤退したものの、同氏撤退後も同氏支持票の取り込みはできていないように思える。

既に選挙戦の終盤に差し掛かっており、このタイミングでの大どんでん返しはなかなか想定しにくいものの、①AMLO氏の自滅、②反AMLO氏として党派を超えた選挙協力の可能性を探ってみたい。AMLO氏は極端な発言により有権者を警戒させ、徐々に支持率がジリ貧になるのではという当初予想を裏切り、過去2回行われたTV討論会も無難に乗り切り、大きな痛手となる失点なくきている。第三回の6月12日のTV討論会もAMLO氏は無難に切り抜け、選挙行動に大きな影響を及ぼすものではないと思われる。

党派を超えた形で選挙協力についての可能性は終盤戦になってきたが、選挙直前までは完全には否定できない。2006年はPRIがPAN候補のカルデロン氏、2012年はPANがPRI候補のピニャ・ニエト氏に非公式な形で相乗りする動きがあったように、PRIとPANが組み、候補者の一本化が進めば、AMLO氏に対する強力な対抗馬となり得る。

ただし、アナヤ氏・ミード氏どちらかへの一本化は容易ではないように思える。現時点では支持率2位のアナヤ氏への一本化が妥当ではあるものの、アナヤ氏出身のケレタロ州の工業団地絡みで2014年と2016年にあった不正資金疑惑についてPRIから追及され、PRIは自身のクレディビリティを落とそうとしていると批判、PRIがアナヤ氏に相乗りすることは心情的には考えにくい。またPAN自体は元々アナヤ派とサバラ派に割れたことから、サバラ氏が無所属として立候補した経緯あり、反AMLO候補としての求心力には乏しい。一方のミード氏は現政権に対するアンチテーゼには成り得ず、浮動票を惹きつけられず、同氏へ大同団結しても勝算は見出しにくい。

よって現実的にはAMLO氏・アナヤ氏・ミード氏の三つ巴のまま投票日を迎え、票が割れる結果となり、AMLO氏が逃げ切る可能性が高いと思われる。

AMLO氏は「メキシコのトランプ」といわれてもいるが、決定的に違うのは、元々PRI党员からスタート、PRDに移った後にメキシコ市長を5年歴任、二回大統領候補として立候補後に自身

の党である MORENA 党を結党した、公職経験のある老練な政治家である点である。MORENA 綱領自体も現実的なものであり、メキシコ初の左翼政権とのイメージが国外では一人歩きしそうではあるが、ベネズエラをはじめとする、南米を席卷した左翼政権とは一線を画し、中道寄りの政策運営となるのでは、というのが墨国内での太宗の意見である。

今回の選挙の争点は墨の極めて根深い問題である、「治安・汚職・貧困・格差」であり、AMLO 氏も大統領就任後、色を出そうとするのは国内政策と思われ、国外で関心の集まる経済・通商・外交政策には驚くような変化はないというのが基本認識と思われる。

政権運営上ポイントになってくるのは、大統領選挙と同時に実施される連邦議会選挙の行方である。墨連邦議会は上院・下院の二院制であり、今回は任期 6 年の上院 128 議席と任期 3 年の下院 500 議席が改選され、どの程度 MORENA を含んだ選挙連合が議席を伸ばせるかに注目が集まる。上院 128 議席の過半数議席 65・下院 500 議席の過半数議席 251 を獲得できるかが焦点であるが、大方の予想では両院共に 1/3 以上は獲得できる見込みである。よって、例えば構造改革の柱であるエネルギー改革は前述の通り、連邦政府と主要三党の間で、「メキシコのための協約」という歴史的な合意の下、憲法改正により実現していることから、完全にひっくり返すためには、新たな憲法改正が必要であるが、これには 3 分の 2 以上の賛成が必要であり、このような抜本的な改革は難しいと思われる。

仮に 1/3 以上の獲得という議席数の水準であると、MORENA を含んだ選挙連合単独では、過半数は取れず、与党・野党のにらみ合いとなることから、立法府が機能するには、与党は野党からある程度、政策上の協力取り付ける必要があり、より現実的な政策運営へのインセンティブとなると思われる。一方で対立が深まれば、一連の構造改革のスピード感は緩むことは十分予想させる。

NAFTA 再交渉では、元々トランプ大統領に対する対決姿勢を鮮明にして、求心力を高めた AMLO 氏であるものの、足元では NAFTA を含む通商政策には明確な方向性を打ち出していない。ただし、墨農業保護という姿勢は一貫していること、現政権の弱腰姿勢については批判していることから、対米国には安易に妥協することはないと思われ、交渉は長期戦になると思われる。

AMLO 氏が主張している経済政策の中で、実行されれば最もインパクトがあるのは、メキシコシティ新空港建設中止であるが、歳出削減の名目だけで強行するには余りにもダウンサイドリスクがあり、相当の抵抗が予想される。経済政策の内容自体はエネルギー・食糧の自給率アップや工業品の輸入代替推進等、墨の抱えている構造的な問題にフォーカスしたものであり、必ずしも外的外れのものでもないが、最大の懸念は、社会政策を含め、どうやって歳出拡大を賄う十分な財源を確保できるかである。単純な旧態依然としたものへの回帰にならず、自由貿易体制の維持についての姿勢次第ではベスト・ミックスとなる可能性もあるが、墨の強さは独立した中銀による適切な金融政策と規律を是とした財政政策にあったことから、社会政策と財政政策のバランスが鍵である。

墨が抱えている、「治安・汚職・貧困・格差」という根本的な問題は、構造改革・自由貿易体制の新自由主義政策推進だけでは覆い隠せなくなってきているところでの AMLO 氏の登場への期待であり、墨の国としての足腰が更に強くなることに向けての過渡期としてとらえれば、必ずしも悲観一色と考えることもないと思われる。

以上

#### 筆者略歴

1988 年東京銀行（現 三菱 UFJ 銀行）入行。赤坂支店、資本市場第三部、青山支店、オランダ現法、人事部、営業第二本部営業第六部、新橋支社、三菱自動車出向、中国現法上海支店、丸の内支社、カナダ現法、メキシコ現法を経て、2017 年 12 月に当社入社、現職に至る。